

フォークリフトも軽自動車税の
対象です！

【大型特殊自動車と

小型特殊自動車の区分について】

小型特殊自動車に該当する車両がないか、確認をお願いします！

税目	自動車の種別	自動車の構造及び原動機	最高速度	長さ	幅	高さ	
（固定資産税） 償却資産税	大型特殊自動車	・大型ローダー ・大型フォークリフト ・大型油圧ショベル 等	15km/hを超えるもの	4.7mを超えるもの	1.7mを超えるもの	2.8mを超えるもの	
		・農耕作業用車 (大型トラクター 等)	35km/h以上のもの	要件を一つでも満たせば、「償却資産（固定資産税）」になる場合があります。			
		・ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	全て				
軽自動車税	小型特殊自動車	・小型ローダー ・乗用芝刈機 ・小型フォークリフト ・ミニ油圧ショベル ・小型ボブキャット ・運搬車 等 	15km/h以下のもの	4.7m以下のもの	1.7m以下のもの	2.8m以下のもの	
		・農耕作業用車 (トラクター 等)	35km/h未満のもの				

小型特殊自動車は、**道路を走行する、しないに関わらず**軽自動車税の対象となるため、役場で申告書を提出し、ナンバープレートを取り付ける必要があります。

該当車両をお持ちの方で、ナンバープレート未取得の方は、役場で手続きを行ってください。

※手続きには以下車両情報が必要になります。

- ・車名
- ・型式及び年式
- ・原動機の型式番号
- ・車台番号
- ・型式認定番号
- ・総排気量又は定格出力

■お問い合わせ 更別村役場 住民生活課 税務係（庁舎1階）

電話番号：0155-52-2112（住民生活課直通）

FAX：0155-52-3286

E-mail：jyuumin@sarabetsu.jp

